

(別 紙)

森林吸収量認証に係る必要経費基準

平成29年8月

公益社団法人 京都モデルフォレスト協会

1 森林吸収量認証基準経費

申請1箇所あたり基準経費 47,000円

(現地調査に係る当協会事務所から現地までの車走行の片道距離(以下「片道距離」という。)が10km以下、認証対象面積が1.0ha未満を1箇所の基準とする。)

2 距離加算

現地までの片道距離が、基準の10kmを超える場合、超える分の10kmまでごとに基準額の7%増額

3 面積加算

認証対象面積が基準の1.0ha以上の場合、超える分の1.0haまでごとに基準額の7%増額

4 標準地加算

標準地が基準の1箇所を超える場合、超える分の1箇所ごとに基準額の10%増額

5 加算方法

加算は、基準額に距離加算額、面積加算額、標準地加算額を加えて算出するものとする。
(下記6以外の場合の経費は、別表1による。)

6 会員優遇措置

当協会の以下の会員は、1年度に1回、経費の優遇措置を受けることができる。

- ・正会員 基準額の 30% 減額
- ・賛助会員 基準額の 15% 減額

(注：加算額についても減額されるが、端数処理の関係で約30%、約15%となる。会員優遇措置の場合の経費は別表2、別表3による。)

7 その他

- ・基準経費、加算割合および会員優遇措置は改定することがある。
- ・経費には、諸経費が含まれる。
- ・別表1～3に無い場合は、別途計算し提示する。
- ・京都府森林吸収量認証制度現地調査要領で標準地を設けない作業種が単独である区域については、標準地調査経費を減ずる。